

農地の賃借料の公表

農業委員会 (21-5118)

令和3年度において、農地法第3条による権利の設定、農業経営基盤強化促進法第18条及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による利用権の設定に基づき、農地の賃貸借（貸し借り）契約が締結された賃借料について、農地法第52条の規定により、次のとおり情報として公表します。

ただし、中山間地、平坦地等の地理的条件や、基盤整備地域、未整備地域の土地条件等の区分はしていません。

農地の権利設定（貸し借り）については、次の表の賃借料を参考に、地理的条件や土地条件などを考慮し、双方で十分協議を行い、必ず農業委員会を通して賃貸借契約を締結してください。

【令和3年度】

(単位：円／10a・件)

地目	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	9,800	18,500	3,500	80	150
畑	5,500	10,100	1,000	70	

※農業委員会に届けを出していない相対による個人間の契約や、使用貸借（賃借料が無料）の分は、含んでいません。

※平均額は、最高額と最低額を除いて算出してあります。

※金額は、10a当たりで100円未満を四捨五入しています。